

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第二十七条の改正規定中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第二条のうち第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定のうち、第十三条第一項中「（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）及び「同項及び」を削り、「提供するよう努めなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第二項を削り、第十四条第一項中「提供するよう努めなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第二条のうち第三章第一節中第十一条を第十二条とし、第十条の次に一条を加える改正規定のうち第十五条中「及び第十四条」を削り、「同条」を「第十四条」に改める。